

試行制度について

代表質問（質疑）

◎従前の会派通告時間を維持するため、会派基礎時間7分×所属議員数（端数を5分単位に切上げ・最高限度60分）により代表質問（質疑）を実施

《現状の各会派の持ち時間》

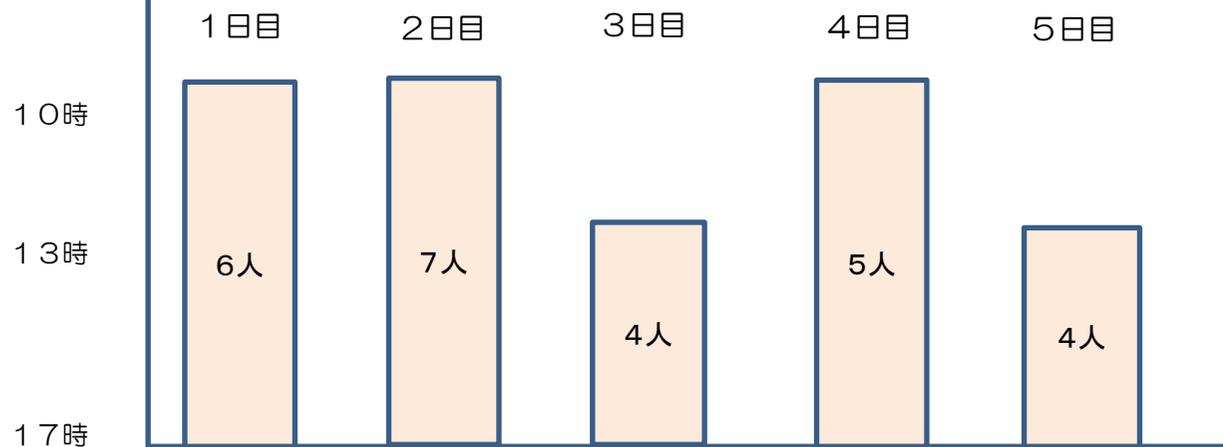
自民・未来民主・公明→60分、共産→50分

一般質問

◎一般質問開催日数5日間（平成29年第2回定例会から1年余は4日間）で試行中

◎比例配分時間20分に各会派の質問対象者数を乗じた会派持ち時間内で通告

※比例配分時間・・・質問対象者全員が通告した場合でも一般質問が4日間で終了するための時間を設定
4日間の会議時間1,320分÷1.5÷質問対象者数（正副議長・監査委員を除く）46人＝20分



※ 人数は平成30年第3回定例会の実績

【メリット】

◎予め一般質問開催日数が確定するため、閉会日を含めた会期を事前に公表できる。

◎平成29年第2回定例会以降の1年間余、午前10時から午後5時の枠組みで、4日間で試行した。

◎平成30年第3回、第4回定例会は5日間で試行中。5日間のうち、2日は午後開催となる枠組み。